

視 察 報 告 書

平成 22 年 7 月 14 日(水)
福岡県久留米市 久留米市役所

1. 提案公募型協働モデル事業について

担当 市民部市民活動推進室 NPOボランティアチームリーダー 山田氏

1) 取り組みに至る経緯・事業の概要について(所要経費も含め)

a) 経緯・目的

健康づくりや子育て支援、地域福祉等の多様な行政課題に対し、NPOやボランティア団体の特性を活かした提案事業を公募選定し、当該事業へ補助することを通じて、市民活動団体の活動領域の拡大と育成支援を目的とし、行政と市民との社会的課題の共有や総合理解、協働の促進を図るため、平成 20 年度から 3 年間のモデル事業として実施している。

b) 事業概要

制度については

・提案公募制

行政課題に基づく「テーマ」を選定し、その解決につながる事業の募集をしている。又、公募及び応募事業のプレゼンテーションを公開。

・公募方式の変化

平成 20 年、21 年度は補助事業の速やかな実施を可能とするために、前年度中に補助事業を選定し、予算化して議会の審議を経て議決後年度当初から補助金を交付し事業実施していたが、22 年度は予算との関係を明確化するために、予算議決後に公募を開始し選定、事業開始という手順となった。

・テーマ設定及び選定機関

テーマは、各部より提出してもらい選定委員会(各部次長級職員により構成)で戦略性・適時性などをもとに、最終的に 3 つに絞り込んでいる。又、交付団体の選定を行う機関として「提案公募型協働モデル事業選定委員会」を設置している。

・補助金額

1 事業あたりの補助率は、補助対象経費の 80%で上限は 50 万円であり、人件費、報賞費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、備品購入費などが補助対象経費とみなされる。

・テーマ数(補助団体数)

テーマは毎年度 3 テーマとし、各テーマについて 1 事業(団体)を補助対象事業として採択している。

2) これまでの具体事例について

a) 平成 20 年度

- ・テーマ 「乳幼児の食事相談」 健康づくりの促進に関する事業

団体名 NPO法人 栄養ケア・ちっこ

補助額 439,000 円

関係部課 健康福祉部、健康医療課・子育て支援部、児童保育課

- ・テーマ 「生ごみリサイクル元気野菜作りによる人や町の元気づくり活動」

地産地消の推進に関する事業

団体名 久留米大地と命の会

補助額 500,000 円

関係部課 農政部、生産流通課・環境部

- ・テーマ 「久留米落語長屋、元気↑くるめ寄席、おちフェス☆2008」
中心市街地の活性化に関する事業
- 団体名 久留米落語長屋
- 補助額 500,000 円
- 関係部課 商工労働部・中心市街地活性化推進室

b) 平成 21 年度

- ・テーマ 「C A S - K」
子どもの健全育成のための発達障害の理解促進に関する事業
- 団体名 N P O 法人 にじいろ C A P
- 補助額 497,000 円
- 関係部課 子育て支援部、家庭子ども相談課
- ・テーマ “ライフサポートブック” 利用による、地域ネットワーク推進事業
子どもの健全育成のための発達障害の理解促進に関する事業
- 団体名 筑後地区ノーマライゼーション研究会
- 補助額 404,000 円
- 関係部課 子育て支援部、幼児教育研究所
- ・テーマ 「ほとめきキャンドルナイト2009ーつなげよう。くるめを。僕たちの手でー」 中心市街地活性化のための農商連携に関する事業
- 団体名 H O T O M E K I # K U R U M E P R O J E C T T E A M
- 補助額 500,000 円
- 関係部課 商工労働部、まちなか再生室

c) 平成 22 年度(これから実施)

- ・テーマ 「がめ煮を調理できる若い世代を増やす食育事業」
食育の推進に関する事業
- 団体名 N P O 法人 栄養ケア・ちっこ
- 補助額(予定) 500,000 円
- 関係部課 農政部、農政課
- ・テーマ 「地域コミュニティにおけるニューススポーツの推進事業」
- 団体名 久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- 補助額(予定) 500,000 円
- 関係部課 文化観光部、体育スポーツ課
- ・テーマ 「無形民俗文化財を通じた地域活性化事業」
ボランティアと地域活動の活性化に関する事業
- 団体名 N P O 法人無形民俗文化財 アーカイブズ
- 補助額(予定) 500,000 円
- 関係部課 市民部、市民活動推進室

3) 事業の成果・効果について(市民側、行政側の意識の変化など)

- a) この事業に採択されたあと、規模が縮小した団体もあるが、ほとんどの団体が単独での事業実施を継続されている。このことから考えると団体活動の充実・活性化が図られたものと思われる。
- b) 団体が行政と協働する事で行政からの広報支援(「広報くるめ」掲載、市民活動情報紙「ジョイナス」掲載)が得られ、発信力の弱い団体の活動が市民の間で広く知られるようになった。又、応募時には公開プレゼンテーション、事業終了後は公開の事業報告会を実施し団体活動の周知に繋がっているものと思われる。

4) 現在の課題とその克服方法について

a) 課題

- ・ 応募団体数の減少(7→5→4 団体)
(応募団体の中で実施についてはハードルが高いとの認識がある。)
- ・ 事業が単年度実施であるため、2～3 年間継続して実施したほうが効果的な事業の応募・採択が困難である。
- ・ 協働に関しての認識が行政、団体ともに一致しない場合があり、過去において協働事業ではなく、単に補助事業と化した事業もあった。又、事業実施における団体と行政との協働体制・協働手法の構築ができていない。
- ・ 22年度は予算議決後に公募開始としたため事業開始が遅れ、事実上9ヶ月間の事業実施となっている。又、前年度に事業計画を立案する部署の事業スケジュールには、団体の事業計画を入れることができない。
- ・ 行政課題のうち、協働にふさわしい事業テーマの選定方法が確立されていない。
- ・ 協働に対する行政(庁内)の合意形成ができていない。

b) 克服方法

- ・ 上記3点目については、まず、事業テーマの主管課と応募しようとする団体との間で応募前に事前協議を義務付け、事業テーマ主管課の考えが22年度より団体に伝わるようにした。
- ・ 21年度から事業開始前にアドバイザーによる事前研修を導入し、協働していくうえで必要なスキルの取得に努めている。
(事前研修会には、団体のほか行政側の担当課職員などが出席している)

5) 今後の取り組み(事業展開)について

協働モデル事業は、平成22年度で一旦終了し23年度に事業検証し24年度から新たな形で実施する計画である。

前述の「課題」については整理を行い、今後一層の協働事業を進めていく予定との事である。

所感

大津市のパワーアップ事業と基本的には同じ事業であり、本市の場合はテーマについては事業団体が自由に選択、提案でき、企画の自由度が大きく、市民にとっては地域のニーズにあったサービスが受けられるメリットがある。

一方、久留米市の場合は、行政課題に基づく「テーマ」を庁内次長級の職員で構成する選定委員会で選定し、その解決に繋がる事業を募集するもの。市が市民団体に取り組んで欲しい企画提案になるため、市役所主導にならないか少し気になるころではある。

久留米市市民活動振興室が年に2回、全戸配布をする市民活動情報紙「ジョイナス」は発信力の弱い市民活動団体にとってはありがたい存在であろう。行政の団体に対する情報発信力を支援する姿勢が伺える。

2. 議会基本条例について

担当 議会事務局 橋本氏

1) 制定に至る経緯について

第1回 平成19年6月29日

議会制度調査特別委員会を設置(同時に正副委員長互選)

第2回 同年11月26日

第1回目より5ヶ月ほど経っているが、この間に議会制度調査特別委員会の中で、正副議長、各会派幹事長、正副委員長等々で調整が進められていた。

議会制度調査特別委員会は議会制度に関する様々な調査を目的としているが、当時の状況として、議員定数の改正などを議題にしてはどうかという意見もあったが最終的に議会の基本的な事項をもう1回改めて検討していこうということで議会基本条例を審査項目に決定した。

当日、伊賀市・栗山町議会基本条例について事務局より説明を受ける。

以後、15回の会議を重ね、平成20年12月17日、委員会提出議案として本議会へ提案し可決に至った(全員賛成)

2) 他市の条例と比較しての特徴について

当市議会基本条例は前文と13章22条から成り、議会の運営及び議員に関する基本的な条例であり、議会が担うべき行政監視機能及び政策立案機能を高めていくことを目的としている。

特に注目される条文については

第9条 政策評価(議会としての行政、政策評価を独自で行う)

第11条 議員間討議(委員会において、積極的に議員相互間の討議に努める)

第12条 委員会の活動(傍聴者の方に議案書の閲覧など資料等を積極的に公開する)、

第22条 見直し手続き(一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているか検討する)

3) 成果・課題について

理念的なものを定めている条例であり、平成20年12月26日、公布・施行されたところであるが、具体的なことは検討していきましょうという現在のスタンスであり、実効性が今後の課題である。

所感

議会基本条例は議会に関する基本的な事項であり、地方分権の推進により自治体の権限が拡大し、議会の役割も大きくなった。こうしたことを契機に議会改革の一環として取り組まれたものである。

基本条例は、議会としての理念・委員会のあるべき姿、議員としての姿勢を謳ったものであり、襟を正すという観点から絶えず議会や議員の肌の中に深く浸透し意識すべき事柄である。

久留米市議会では、1問1答方式や反問権、議会報告会等について審議の過程の中で盛り込むとの事であるが、大津市議会では議会活性化検討委員会が有効機能をしている。

基本条例は議会の骨格となる条例であるのは確かだが、議会改革を一義的な目的とするならば、そこから派生する具体的な改革に向かつての議論もこれから大事ではないだろうか。

(津田 新三)